官

委親御由來記

全

許

原田繊維文庫
文庫4
697

文庫4
697

昭和三十年十月二十九日
第一商学部より移管

早稲田大学
図書館蔵書

原田繼縫文庫

[illegible]養の一夏に[illegible]の業[illegible]
多くして年[illegible]の空きに[illegible]
[illegible]きものをしんや武人の日光奉を[illegible]
[illegible]の神を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
今回小倉[illegible]
[illegible]
[illegible]千万[illegible]

求め難きを求め知り難きを知らずんばあるべきと捨てさらば
きらんともそれに此たり大方世の変ハ是に過ぎハ彼に先つ事
定り多かりし夏蚕は元来天地開闢の初め一切の年毎に
ひと繁ずといへども暫らくして蠕蠕の識さと変んの
久しからんや寧しく色刃ちんらると悔み己が性年より
蚕名さき洗州乃ら里を巡り枝養蚕来の由来を流布
しめば右らん能く熟練し比ひて婦女に至迄敷く
絶ずしも限りなき事とも遂い今に至までのこらと
悔んで勤り蚕を扱ふよちからんれ

枝養蚕御縁起

抑我朝ハ天神七代地神五代其人皇おかつき継ぎ地神五代
鵜茅葺不合尊の時に人皇始めて出来す神武天皇是也
其より三十代に当る世継欽明天皇の時に蚕養始めて
記る事由来を尋ぬるに天竺国よりわたりしと云なり
西域記に日羅什と云僧震旦に来り字を渡り経て為法
之外訓を記すといへ九色の蚕を略して南閻浮提より
わけて西ハ波斯国に来る東ハ震旦に南ハ五天竺あり北に当りて
舎衛国と云ハ古の主なりし元祖天竺王とも云なり其より
国王を定め其世王橋縁王と王法相続きて霊要大王迄是を

我妃ハ后宮中とてもさらに御殿のうちハひろき事
それ云ふ事かきし難し銅(あかがね)を以て築地をまはし池ありて
瑪瑙(めのう)の[illegible]を以て金の[illegible]の玉を飾り(かざり)梁(うつばり)ハ瑠璃
扉(とびら)ハ金銀瑠璃(るり)の二つにて柱(しら)ハ金を延(のべ)緑(ろく)にハ畫圖(ぐわと)
そして簾(すだれ)錦の帳(ちやう)種々の華鬘(けまん)をかけ枕(まくら)ハ栴檀(せんだん)珊瑚(さんご)樹
珠簾ハ瑠璃金銀を鏤(ちりば)め庭にハ[illegible]を敷
此池の[illegible]を極池水ハ三色の蓮を浮へたり
孔雀の巧(たくみ)に求め[illegible]しこ[illegible]手乃
殿あり瑪玉金銀の瑠璃(るり)[illegible]を荘嚴(さうごん)し柳檻(だん)
眺(ぜん)ある(の)(かけ)[illegible]充満(みちみち)たり

例ふくのごとくの庭形にハおはします生靈夫人と申せし后(きさき)にハ光契(くわうけい)夫人
ども(ど)ハ申ける姫君ハ金色女天姫とや申て我姫ハ后の姫め
綺(?)也[illegible]光契夫人とや申す姫ハ[illegible]まで[illegible]の[illegible]を
動(?)て藁草(てんとう)の神祇(じんぎ)をうやまひ医療(いれう)を[illegible]とも
自業(じごう)自得の[illegible]のあらざれハ給ふ宮[illegible]あらせ大王を始め
公卿(くぎやう)殿上人百官の臣下を始め百官[illegible]給ひて
諸儒(しよじゆ)の徒を始め姫君を始め[illegible]を[illegible]
月日を送りなり[illegible]大王ハ[illegible]たり[illegible]とて
昆舎離国の王より大后(たいこう)夫人と申せ姫君を[illegible]むく
しあらせんる大王もたとへ(これ)の皇后のかくにハ[illegible]

あらき国之姫君は継母(けいが)のつらさをばむごき程で語りけり
かゝる故に彼妃は人の姿にて蛇(じや)形(かい)の人也とりけり
姫宮を悩ましていたく怨(ゑん)念(ねん)し悪(あく)逆(ぎやく)日に増長して
残酷非道の行にて御乳母などに嫉(しん)妬(と)しけるが
ととかくの年月を経ぬうち九人の臣下に命じ
柵(すまい)鶏(けいめい)に鄭子をうけざるの沢(たく)有りき一切の畜(ちく)類(るい)を
残害なしむ無数の魚鱗を人(じん)倫(りん)の郷(がう)へとらさせ
且つ一方ならず姫宮を流し其の趣を申立
彼宮人其子命を姫とも知らぬ事ども申しける
継母の中の情なき事やあらんと諸人申合(あへ)けり

されば姫宮は誰にも人知れず涙をながし日月を送りかね給ふ
鄭子の家ますます盛んにて姫宮をあつかひ申せしが変りたる都にて
浮き沈みに衣食物を求めてまいらせけるが猶も哀(せい)しさを
送らせ給ふ時彼女の鄭子姫宮の哀れさを見てつきづき
ほどうかたなくて誠に涙をながし背(せ)を向けて立ちけり
姫宮はいとゞ心細くおぼしめし今はあれぬともかくとも
ひとへに鄭子を頼み給ひぬ余(よ)人(と)はさりとて其の跡をした
ふ下(しも)宮(きん)殿(でん)の庭(か)に付りて鄭子はまた衣服を整(すま)へ
衣食にも心を尽しまいらせ近習(ぎざ)の者の中にも動(かく)の如く
かりつきまといて又彼妃の政(しい)事(ざ)にて姫宮をうらみ給ふ

扨ても此度ハ内裏より追捕使を立られ是まての儀とし
讒言ありしをとらへて貴人に深く流さるゝ身となりし
逆徒の為に黒髪を春秋と長く伏籠てやつれ果ぬる身の果
哀きゆへ不思議にもいまだもちかけし人も世をのがれて
月日をおくり木の根を枕に苔を莚として寄る波を褥し
ゆめ覚めし有明の山かけにて今夜をあかしかね給ひし
常より猶まされる多くの足を急ぎける程に山へ分入り
数の谷峯を登りゆく程にある木のかげに谷鶯の
やつれき姫君を伴ひ思ひ嘆きれハ我子君の跡を追ひ
急ぎける程に一かねて此度へ行末あらせ

爰ぞと思へバ我妻の石が如く流されし空ハ
見てし殿下一しほ哀を催して歎き悲しみ遠く帰り
哀はかりし夫婦ハ泣々ハ共に涙ハ別れ路を
遊子て露の消ゆるとも思ひ焦るゝ涙の浅からず
波路ハ海岸より遥に浪を隔てゝ行き帰る旅路三日
けふも浪の中にある宿の数ならぬ命もあらば
漸く月日を送りて思ひ出の小舟の風に
吹放されて浪の上にうかぶ姫君を見捨て泣々くも
思ひ乱れて我が身の憂き身を嘆きつゝ後に残りし
父ハ是又侘しき事を思ひみて音も出さればこそ

告(つげ)しけりまし助て新く宝蔵の経は武州地方の王に
東宮の妃は是を聞くと帝の御機嫌
悪く恨し候せは姫をもろともにゆるやかなる大王の為よ
まきこもんの簪と宝蔵ありあり選(けん)みて十日ばかり件の妃出家
ちかと読(よま)れて六位ども立をとなて宝ヶ行海を便く勅使をやり大臣(だいじん)経(きやう)ど
清涼殿の小庭に七人程の宝を選て候を六位は勅使を愛り
唐の国を武器にとん七人の宝を壊さてり彼妃の仰には此東宮の金庭
姫を殺め安堵(つきさう)にめて宮も六位も皆討るる善方乃ぶんあやかく
姫君を手に捕(とら)え宝にめても成ちりずは織て世を経とら入りき
悪の神と手をり彼は菩提(ぼだい)を弔(とむら)ひ本りと妃の宮は世に出て変

聞てと悲劇で宗主を見み動て十日ばかりて大臣使はも選
聞よ女王をて姫君の英を取寄かる彼はたるしは若力あかて東宮方
御物語は大命も拝て教え死(せん)なる所を取歎き悲し人も多ふて人々
勢しく女子方の女房達やせは悲ずかすいの方知る道をにして入るれども
大王はさまでの遠慮も有人々のいだの御機嫌に大王は清涼殿に
御案あつて玄宗をとうに説め一方おも鬼を人は取囲みに流しまき
子ども助からく様なしけれは今太臣も威厳(ゐげん)を張し候の若者も強よ
算(さん)て取り乱れ清涼殿と撃多あつて要(えう)り合(あう)きも畑の野辺(のべ)なるなれそそく
帝(みかど)悩(なや)く常に傍(かたはら)に手をて取乱たる者も人あり其の目は棟のまい子女人あり文
鬼神魔王の孫を殺して地へ七人の魔(まと)は紀たる者の十とたび出で

ゐるき邸外西辰する人々一同ふされし立渡に庭ぶ南ら出義もして也と
のけかす斜めぐ縦横七尺中窓楽れハ帝の寵愛たる金文姫宮
添へせのか寿ご覚錦鐘なきて大王の腹んかけまれハ二度の擁せしりよ
やく吸取りハ此後姫宮ハ路ゆぐ動りて慈びの洞ふむせびなひて悲しし
言葉ふおろう帝の御ありも帰僕無の傷かき訓ゐししいきれ色して愛き
めとさんまりいちある途にも思し捨てハ世になきと思ひ終て終あうしとて
宮人ふ作り待金の甚とめて宝藏爵もし遊す満まで大王と姫文統にて
り年頃て御宝藏ねハ姫君を迎ひ奉て宮殿ハききて御方公人ふ
あるいいうち故佛神宮の地ふあるし見たり此国にむをてうきめに遭ん
よあいいちある宮にゆらみめて于今の羅甚の趣ふあるまさとげなん

也よて洗闘し由縁にふ迫今を新しかりしよ　姫君也郷と郷とせよ
ける御やめさ佛じハ志て泥のうきれ後契ん我家ちありけれ
万民為機を情あうす継後此大王本施由程は還御ちるせむびして
海の為世話るるん使ける承ありけハ宗妻の本のときの頃たり此所よりぶるも
浅かく御殿を迷ひを寛て絶世有之主従と抱きされもろ世を業門して
瞰て姫君のてん世を父御を胡文郷めそして候ひ御し身とも見ん主右
妻京流し入々まる喜殺ふ世終人くハ業のいとし喜也世世在る人とい世荘しも
喜り世荘人ふうきうき腹を懐中人あるきとさとをもちも世荘人ハ浮世を返
浣てせの機らま々人くと喜ぶ宝藏私い蒼波万里を渡き此子由ら此本ま之
八重の延路いつとよ九ちらその浮世浪むまの旅ら方を見る進あもし

是より奥の筆業を送り坚て乳津州の吾妻の果常陸のほとり
多賀浦の浅き事ハ御手洗浦よ鹿島横須賀と又浦人あり書語れ
此浦と尊すれバ武勇の家が出たりと光ある民ぶれなりけ里ふ
往古乗込んし言に金銀あり色に縁郷の名構見るに御しき風情なり
所の様に菜の原迫の内海小波風が出の根の見る月の[illegible]浪ぢ
風情の歩き誠の前ひ出る所の袖の模様れバ同ふ紛るもの八れつの[illegible]
耳に言はるもの[illegible]鹿の鳴声も物聞しく珍しく浜千鳥
遅く[illegible]たる其の[illegible]と思ひ[illegible]九夏三伏の暑き日には
慶[illegible]もがれ[illegible]
藻[illegible]

弓矢鎗等と勇しものが人が命をともなふ勝負決せとして無益
鉄炮釣の為に命を亡し棄てて海の魚に稚女丈夫彼官穢和
を喜び世をや浮世の世に交りと言ひ勤ふせんと浦に家揚て
手習て見れバ祈くも金銀を驚かする如くの姫宮一人れいます
稚太夫が為に首を扶[illegible]侍れ[illegible]浦の[illegible]男の白ひ[illegible]ある
人をば出人に[illegible]名と名を[illegible]ば[illegible]命を与ふべし
姫君[illegible]宣[illegible]のあり[illegible]人[illegible]あり嘉仲国と云
い遠方の姫と続母の[illegible]に[illegible]流されて[illegible]憂目にあはす
又大王の怒りにて[illegible]の木[illegible]縁[illegible]穢れに[illegible]られて[illegible]
流めらさる[illegible]と[illegible]又大王の[illegible]

万民の助りとなるべきやうなんの事を聞てひきとり我法分
教言をもんぜんの者なりとぞ仰られける聖人答て
あらんや天人地獄をかまへ給ふ程ならばいかにあれ我
家を捨て貴賤男女出家をこそ通路とすべしと申方姫
君御制御今支度を夫人に兼られ一方ならぬ出家
乃至面運地獄に堕ぬ事は疑なしと海上無
アラヌ有り様にてあれば先立てきりかけ様夫人を
元来ものきらいの御性なれば出家を仰ぎ
いれい
武剛の御法者毎月あの国ときき給ふ法
しめ男人の風の御法を重ねて大夫人に対面
まり給ひ給ふ我法の御高
きりかけ流れ失られて
前世の宿業のもんぜん我法年の時剃髪
ひとり
ひとり風ひとなくちかく能く後の世を考ひとあしらふ行の
大夫人御ものきいて大夫人をもとより
あの権大夫人の名ハ天不
御出家ハ
ごくあく
ごくあく今先の世の出家本
つんあるとあり
あれ
ものの

金を要とすれば自由にて則に流し推ち行ふ事を更に差ずべし如が
御心を強ざる事故に変ずる事十し又御多想を思ひ度すぢぬれども急ぎ
権勢の意を定を見ても思ひ時は敵は水と消て骨肉も動く
ものを賦てあるを長者の書けり香し年寄も定て不足かすぐるとて時に動き
次のかし来た大金物と思てもある人ほど数の乱るを合せんかきの
ありかれば金銀をかぎ定く事を思ひとまらんと大丈夫いふとも書かれたり武将君
是世の人にて仲ずせざ巨細をふみたくもあら帰宿の時も遠ら
妻のふある事ぞにも猶事を遊びかくし置たりいかの本で知れいて居ま由緒も
あり金銀なれどもせんとて勝手むその中にして上下の郡人で妻の言もれ
言も何金は私の老もあるへ世の中にて家族ども思へくとぞ程もとも妻と

しまらせれば金銀故乱す事して仕で手あらば遣なもし妻とする思を代御きも
せむは猶事を取り上げて妻をしてかは余也ことろもをは数めけるもんも
なれるを夜の事まで有白いと好事に猶くは兼ねて我にきて郷元に寄る
邪に遍慶を流され事もその猶をれ人も合佳思ひもてる所なもとあ乃更
罪にあつて猿猴の附てはしかの事を奏で思ひて一長に家徳ある中
まだなどは我のもすしとて善なるものけり物とて春きを更まる一つの体をを
御手の体と名付二番の体を言う体よ一番の体をかの体と望まてきる
座の体とはその世は郷の流れ言を離し猿は周易の座を切らなりと
座を蔵めて上くる見えて更を殺りてし猿を隠し猿猴を鏡をくは實す穏
ある家なりとも心ま甲ほをよも流流して龍道にみ人を占め能見りも縁を也

是を聞て其武の[illegible]の天子敏達天皇の后
にて自ら香を焚[illegible]華を捧[illegible]して
[illegible]其事を[illegible]の華[illegible]大王
[illegible]常[illegible]の[illegible]ましく[illegible]
[illegible]社と[illegible]の人々[illegible]の
初穂を[illegible]
[illegible]地[illegible]の化身[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]大臣[illegible]人々[illegible]と
[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]月の光りと[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]一旦佛作[illegible]室の化身[illegible]
[illegible]の御神[illegible]先[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]て[illegible]
[illegible]故ふ其の神の[illegible]
[illegible]利欲[illegible]の

絹紹縮緬羽二重其外大小幅物を作りて数百の染織を常に着ざる事なし
殊に其の家業を守り金銀を以てぎんみし蚕の業に怠らぬ者は
之等の婦人は世間に名ある品の織立て家を富し富貴にあらひ
国家の宝を織出し既に農作業には三年を経て老若男女にいたるまで
糸繭を作る事は老幼を厭はず其外は天下の御ためにされ
皆其の内五穀成就の為に然るに手業を務めて年々ますます繁昌して
蚕業の道は永く労せずしておのづから道を一月半を経て大利を得る霊き
是れが今日も自然の道に叶ひ元つきて蚕影山大権現の御徳を
後の世まで永く伝へ奉るものとあがめられ尊く天下に広まりて
宝と天地の間に秀で日月の大恩を得るにあらぬと天神より

望しからん事を願ふべし蚕糸業に勤る人は誰に仁恵の
功徳にあづかる者なり新鋳の長年日の恩顧を一時の沢
錦に誇り蚕種を新たに曝しては子孫の家業を守り新業を
帷中にめぐらしては西洋を繁昌の国を保せしめんと覇業上
委細の名を挙げてみな泰平の恩沢に浴して繁昌に
天子の御心を安んぜんとする者は万世に名をなし家命を
金を以て糸繭の思ひ恵をめぐらし家業を励み年々安泰に国の栄
細やかに今は蚕業と営みて万国の民の心を安んじて長年久しく
変にして世界に先んずる　皇国の民たる者は徳を積みて善の種を
蚕業は産物として千世万代の宝として天地の造化を助け

[illegible]

[illegible]

[illegible]

早稲田大学図書館
011488480105